

「(仮称) 第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画」策定の方針

1 計画策定の背景

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 27 年度から施行された新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念に、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から令和元年度（平成 31 年度）の 5 年間を計画期間として「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」（以下「現計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきた。

今年度末に計画期間が終了することから、改めて子育て家庭のニーズの動向と調査するとともに、現計画の評価・検証を行い現状や課題、進捗状況を整理し、引き続き子ども・子育て支援の取り組みを計画的に推進していくため、「(仮称) 第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン 第 2 期計画）」を策定する。

2 計画の位置づけと基本理念

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

「新潟市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、以下の事項について記載する。

【必須記載事項】

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 教育・保育提供区域の設定 ② 幼児期の教育・保育 ③ 地域子ども・子育て支援事業
（いわゆる 13 事業） | } | <p>各年度における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ④ 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 | | |

※なお、上記以外で子ども・子育て支援法に挙げられている任意記載事項や、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に関連する事項も本計画中に記載するが、上記①～④と分別整理する。（8 計画の構成 参照）

また、本計画は「新潟市総合計画 にいがた未来ビジョン」の分野別計画のひとつであり、「新潟市地域福祉計画」、「新潟市障がい児福祉計画」等の各個別の計画と整合性を図るものとする。なお、本計画は、国が推進する「新・放課後子ども総合プラン」の「市町村行動計画」としても位置付ける。

(2) 計画名称

第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画

(新・すこやか未来アクションプラン第2期計画)

(3) 計画の基本理念及び基本方針

基本理念：子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた
→現計画 25 p

目指すそれぞれの姿：→現計画 26、27p

改定にあたり、「基本理念」、「目指すそれぞれの姿」、基本理念と施策を結びつける「基本方針」について、各施策の実施状況等を踏まえ検討するものとする。

3 計画対象期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とする。

また、計画の進捗・評価を行い、必要に応じて中間見直しを行う。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
子ども・子育て支援事業計画				評価					
	中間見直し								
			ニーズ調査	計画策定	第2期子ども・子育て支援事業計画				
						中間見直し			

4 計画策定体制

(1) 新潟市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、有識者、関係団体及び関係機関代表等による委員で構成することとし、おおむね5回（令和元年度、本体会議）の会議を開催する。また、必要に応じ適宜部会を開催し審議を行う。

(2) 策定に係る事務局

計画策定にかかる事務は、こども未来部こども政策課が処理する。

(3) 実務担当者による調整

関係各課においては、適宜、子ども・子育て関連施策の調整を行いながら事業量の設定等をするほか、こども政策課においては現行計画における事業等の実績状況を調査する。

5 会議の公開及び市民からの意見等の収集

本市の附属機関等に関する指針に基づき、子ども・子育て会議を公開し、さらに開催結果をホームページにより公表することで、計画策定にかかる審議状況を公開する。また、パブリックコメントを実施し意見等を収集する機会を設ける。

6 本計画策定にかかるニーズ調査の実施について

本計画の策定にあたり、幼児期の教育・保育や、放課後児童クラブや地域子育て支援センター等の地域・子ども・子育て支援事業における必要な事業量を算出するとともに、子どもの保護者に対し、子育てなどの生活実態やご要望、ご意見などを把握するため、平成30年12月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施した。

調査票		配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	4,400票	2,016票	45.8%
2	小学生調査	4,400票	1,740票	39.5%

7 計画策定スケジュール

資料1別添①を参照

8 計画の構成

資料1別添②を参照

■ 計画構成案

現行計画	新しい構成案	主要な変更点
<p>・章別</p> <p>・指針に定める記載事項が点在</p> <p>・市町村施策、子ども・子育て支援事業が混在（分野別）</p>	<p>・論立て章別</p> <p>・国の基本指針に定める記載事項を集約</p> <p>・市町村施策、子ども・子育て支援事業を分離</p> <p>※ 市町村施策は分野別</p> <p>※ 法的根拠の異なるものは分離</p>	
<p>事務・統計・課題</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>(1)計画策定の背景と目的</p> <p>(2)計画の期間</p> <p>(3)計画の対象</p> <p>(4)計画の位置づけ</p> <p>2 子どもと子育てをとりまく現状</p> <p>(1)少子化の動向</p> <p>(2)世帯の状況</p> <p>(3)就労の状況</p> <p>(4)子育てに関する意識・子どもの意識</p> <p>(5)主な子ども・子育て支援施策の取り組み状況</p>	<p>事務</p> <p>序論</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>2 子ども・子育て支援施策の動向について</p> <p>第2章 計画策定の基本事項</p> <p>1 子ども・子育て支援法</p> <p>2 計画の位置付けと期間</p> <p>3 計画の策定方法</p> <p>統計・課題</p> <p>総論</p> <p>第2章 子ども・家庭・地域の状況</p> <p>1 新潟市の概況</p> <p>2 教育・保育の状況</p> <p>3 家庭・地域の状況</p> <p>4 計画策定にあたっての課題</p> <p>(ニーズ調査結果のポイント・課題)</p>	
<p>理念体系</p> <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画の体系</p> <p>2 基本理念</p> <p>3 目指すそれぞれの姿</p> <p>4 基本方針</p> <p>(1)子どものすこやかな育ちを守り、支える</p> <p>(2)子育て家庭の暮らしと安心を支える</p> <p>(3)すべての人々が子どもと子育てに関わりをもち、連携して支える</p>	<p>理念体系</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>第1節 基本理念</p> <p>第2節 基本方針</p>	
<p>市町村施策・子ども・子育て支援事業</p> <p>第3章 計画に基づく事業内容</p> <p>1 教育・保育提供区域の設定</p> <p>2 施策分野ごとの事業内容</p> <p>施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり</p> <p>基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進</p> <p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実</p> <p>施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり</p> <p>基本施策4 妊娠・出産・育児のための切れ目ない母子保健の充実</p> <p>基本施策5 精神的負担、不安を軽減する支援の充実</p> <p>基本施策6 経済的な負担軽減施策の充実</p> <p>基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>施策分野3 社会全体で子どもを大切に作る環境づくり</p> <p>基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成</p> <p>基本施策9 児童虐待防止と要保護児童等対策の推進</p> <p>基本施策10 社会的養護体制の充実</p>	<p>子ども・子育て支援事業</p> <p>各論Ⅰ</p> <p>第1章 子ども・子育て支援事業の実施</p> <p>1 教育・保育提供区域の設定</p> <p>2 教育・保育の量の見込みと確保の方策について</p> <p>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容</p> <p>4 指針に基づく任意記載事項に係る事業</p> <p>第2章 教育・保育の質の向上</p> <p>1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保</p> <p>市町村施策</p> <p>各論Ⅱ</p> <p>第1章 子ども・子育て支援施策の展開（例）</p> <p>1 子どもがすこやかに育つ環境づくり</p> <p>2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり</p> <p>3 社会全体で子どもを大切に作る環境づくり</p> <p>※基本方針に基づき分類・項目を整理</p> <p>第2章 子ども・子育て支援事業計画に係るその他の計画</p> <p>1 次世代育成支援行動計画との整合について</p> <p>2 「新・放課後子ども総合プラン」に関するもの</p>	<p>現行第3章 については、内容及び記載方法を大幅に見直します。</p> <p>①理念→方針→施策→事業 の順に整理されていること</p> <p>②事業の実施主体（担当課など）が明確であること</p> <p>③事業の進捗管理が実施できる内容であること</p> <p>④市民の利便に供する体裁であること</p> <p>本計画に「新・放課後子ども総合プラン」を位置づけることから、新たに整理し、掲載します。</p>
<p>推進</p> <p>第4章 計画の推進と点検・評価</p>	<p>推進</p> <p>各論Ⅲ</p> <p>第1章 推進体制</p> <p>1 計画の推進に向けて</p>	
<p>資料編</p> <p>新潟市子ども・子育て会議委員名簿</p> <p>新潟市子ども・子育て会議各部会構成員名簿</p> <p>新潟市子ども・子育て会議開催経過</p> <p>新潟市子ども・子育て会議条例</p> <p>新潟市子ども・子育て会議における部会の設置について</p>	<p>資料</p> <p>第1章 計画策定に係る資料</p> <p>1 子ども・子育て会議に係る資料</p> <p>2 法制度に係る資料</p>	

基本指針の改正方針案について

基本指針の改正について、必要に応じ再度ご議論いただいた上で、6月を用途に予定している。

改正を検討中の主な項目

- (1) 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二2（二）（1）関係）
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二2（二）（1）関係）
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六3関係）
- (2) 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し。
 - ・ 平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等の反映（第三の三2（一）、四5（一）・（二）関係）

改正を検討中の主な項目(続き)

- (3) 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一六、別表第三の三関係)
- ※ これらの他、第198回国会(常会)に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討。

参考

○子ども・子育て支援法(平24法65)
(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育てで両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育てで両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育てで両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び第二期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業計画」という。）の作成に当たっての基本指針については、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、6月を目途に改正を予定している。

市町村支援事業計画及び都道府県支援事業計画の作成に当たっての留意事項や、基本指針の改正事項についての現時点の方向性は以下のとおり。

1. 量の見込み及び確保方策

(1) 全般

- ・ 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等と十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）。※1
- ・ 都市開発部局との十分な情報共有を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、必要に応じて補正を行うこと。※1

(2) 教育・保育

- ・ 0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、適切に算出すること。※1
- ・ 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、確保の内容に含めて差し支えないこと。※1
- ・ 必要利用定員総数について、当該年度より翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。※1
- ・ 新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児の定員を少なく設定し、2年目以降は、入所児童の進級に伴い、その定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。※1
- ・ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子ども保育の確保の内容に含めることができること。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。※1,2
- ・ 子ども・子育て支援法附則第14条に規定する保育充実事業の実施に当たっては、市町村支援事業計画に位置付けること。※1,3
- ・ 認定こども園への移行を促進する観点から、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、引きき実施すること。（基本指針第三の四の2（二）（2））※1,4

1. 量の見込み及び確保方策（続き）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。※1
- ・ 利用者支援事業については、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。※1
- ・ 放課後児童健全育成事業について、可能な限り学年ごとに、小学校6年生までの量の見込みを算出すること。その際、新・放課後子ども総合プランに基づく量の見込みの算出方法又はニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法のうち、いずれが適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえて、量の見込みの数字とすること。※1

2. 自治体間の調整

(1) 広域利用の調整

- ・ 都道府県は、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有しているため、都道府県支援事業支援計画の作成過程では、市町村との連携を図ること。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 市町村が市町村支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業について、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ他の市町村と調整を行うこと。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整や適切な区域設定を行うこと。（基本指針第三の二の2（二））※5
- ・ 病児保育の広域利用について、市町村間で利用枠に関する協定を締結している場合は、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で市町村支援事業計画に位置付けることが適当と考えられること。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行うこと。※6

(2) 子ども・子育て支援法に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映

- ・ 同法附則第14条第4項に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映については、保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のための必要性の観点から、都道府県の判断により行うこと。※1,3

3. 他の計画との関係

- ・ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。 (基本指針第三の一の6) ※1

4. 計画の公表、点検及び評価等

(1) パブリックコメント等の実施

- ・ 市町村は、市町村支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、パブリックコメントの実施等の方法によって、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。 (子ども・子育て支援法第61条第8項) ※1

(2) 計画の公表、点検及び評価

- ・ 市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画を作成したときは、これを公表すること。 (基本指針第三の六の4) ※1
- ・ 市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表すること。この際、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれること。 (基本指針第三の六の3)
- ・ 地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこととされている。市町村・都道府県はその結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。 (基本指針第六の二)

5. 基本指針の改正を予定している項目

(1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。※1,7

(2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。※1,7

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するよう配慮を行うことが望ましいこと。※1,7

※ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に要する経費については、平成31年度において地方財政措置が講じられる予定。

(参考)

- ※ 1 平成31年4月23日事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方について（改訂版）」
- ※ 2 平成30年3月30日内閣府告示第56号
- ※ 3 平成30年4月9日通知府子本第350号・子保発0409第1号・29初幼教第18号「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」
- ※ 4 平成26年4月1日事務連絡「認定こども園への移行について」、平成25年12月18日事務連絡「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について」
- ※ 5 平成26年8月29日事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取り扱いについて」、自治体向けFAQ第17版
- ※ 6 自治体向けFAQ第17版
- ※ 7 平成31年1月28日第41回子ども・子育て会議資料4

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるもの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の表情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指す。女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。
122万人⇒152万人

小1の壁の解消、小1の利用率が保育(3~5歳児)の8割程度
3年間で約25万人分の受け皿を整備

自治体を支援し、3年間で待機児童を解消

2018(H30)
年度末

目標値
122万人

約30万人増

放課後子ども総合
プランの1年前倒し

2021年度末

約25万人増

目標値
152万人

約5万人増

2023年度末

「放課後子ども総合プラン」
(4年間)

登録児童数

約117万人(H29.5)

待機児童数

約1.7万人(H29.5)

女性(25-44歳)就業率

72.7%(H28)

「新・放課後子ども総合プラン」
(5年間)

ゼロ

80%

2015(H27)年度

